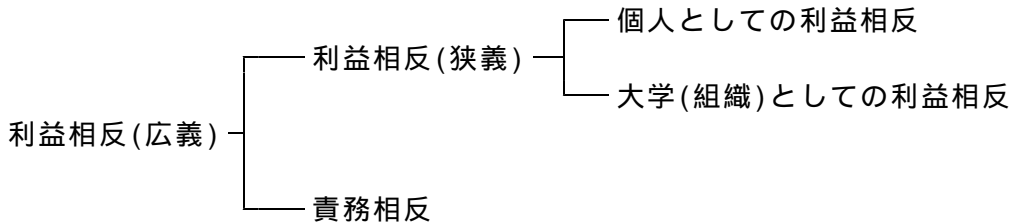


# 利益相反マネジメント方針

平成18年 3月23日制定  
平成18年11月 9日修正  
平成20年 3月19日修正  
平成30年 4月 1日修正  
令和 2年 4月 1日修正  
令和 4年 4月 1日修正

## 1 利益相反の定義

産学官連携活動に伴い発生する利益相反を次のように定義する。



< 定義 >

利益相反(広義)

利益相反(狭義)と責務相反の双方を含む概念

利益相反(狭義)

教職員又は大学が産学官連携活動に伴って得る利益(実施料収入、兼業報酬、未公開株式取得等)と、教育研究という大学における責任が相反している状態

責務相反

教職員が主に兼業活動により企業等に職務遂行の責任を負っていて、大学における職務遂行の責任と企業等における職務遂行の責任が両立しえない状態

個人としての利益相反

利益相反(狭義)のうち、教職員個人が得る利益と教職員個人の大学における責任との相反

大学(組織)としての利益相反

利益相反(狭義)のうち、大学が得る利益と大学の社会的責任との相反

## 2 対象者

利益相反マネジメントの対象者は、学長、常勤の理事、教員、事務職員、技術職員、医療職員、教務職員及び非常勤職員(ただし、研究員等研究に係わる者のうち他機関との雇用関係を持たない者)とする。

## 3 対象行為

利益相反マネジメントの対象とする行為は次の場合とする。

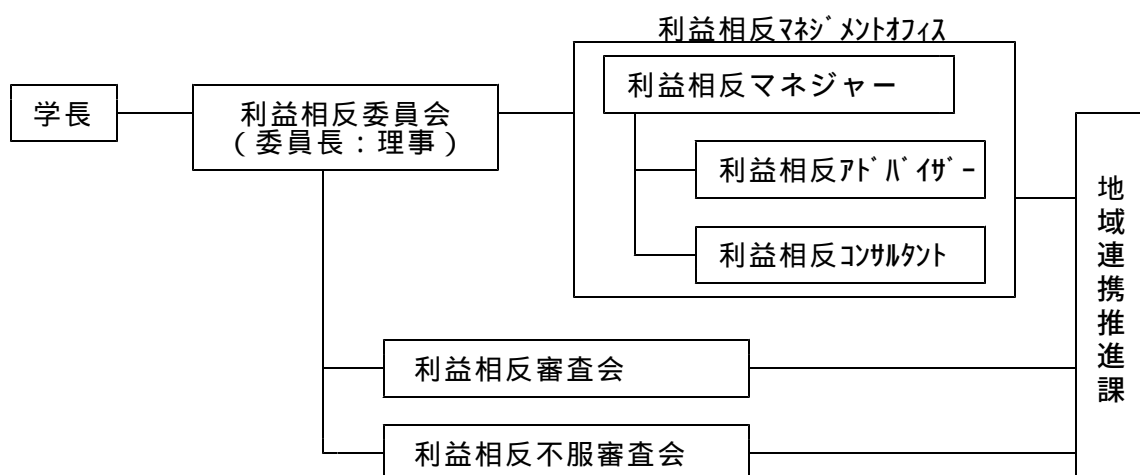
### (1) 株式等の取得

自らが兼業として関わる企業及び本学教職員の研究成果を利用したベンチャー企業等の株式(何らかの形で見返りを得ることができる場合を含む)を本人、配偶者もしくは一親等の同居の親族が取得する場合

- (2) 営利企業への兼業  
営利企業における役員、非役員を問わず、報酬を得て兼業を行う場合
- (3) 共同研究、受託研究
- (4) 共同出願、技術移転

#### 4 管理体制

利益相反マネジメント体制は以下のとおりとする。



#### < 説明 >

##### 利益相反委員会

学長の下に、利益相反委員会を設置する。

担当理事を委員長とし、各学部等委員、産学連携・知的財産センター長、産学連携・知的財産センター副センター長、利益相反マネジャー、学外有識者等で構成する。

利益相反基準の策定、マネジメントの立案及び審査を担う。

教職員の利益相反状態に関する説明責任を果たす。

重要案件を除いて個別審議は行わない。

利益相反管理を推進する最高機関と位置づける。

##### 利益相反審査会

利益相反マネジャーを委員長とし、審査を受ける当該学部等の委員、利益相反アドバイザー、事務担当者等で構成する。

本審査会は、届出に基づく審査並びに利益相反に係る事象に対する調査及び審査を担う。また、必要に応じ対応策を指示する。

審査結果を利益相反委員長へ報告する。

##### 利益相反不服審査会

利益相反審査会の審査結果に不服のある教職員は、利益相反委員会委員長に不服審査を申し出ることができる。

不服審査の申し出があった場合、利益相反委員会委員長は、同委員長及び利益相反委員会委員で構成する利益相反不服審査会を設置し、再審査を行う。

#### 利益相反マネジメントオフィス

研究関連の契約審査と利益相反マネジメントの実務を統括する。また、教職員の産学官連携活動に関する指導、助言、相談等の窓口となる。

(a) 利益相反マネジャー

利益相反マネジメント活動の総括、具体的案件のマネジメント及び契約審査を行う。

(b) 利益相反アドバイザー

教職員の産学官連携活動に関する指導、助言、相談等の対応を行う。

(c) 利益相反コンサルタント

教職員の産学官連携活動に関する法律的側面からの対応を行う。

#### 5 透明性の確保及び説明責任

(1) 学内の対応

学内における透明性の確保及び説明責任は対象となる個人に発生する。

(2) 学外の対応

届出又は審査に基づく事象についての説明責任は大学に発生する。

#### 6 利益相反に係る審査手続

利益相反に係る審査手続は、利益相反マネジメント体制の構築後、策定するものとする。